

様式 2

実施予定事業の定員 従業者の計画
(小規模多機能型居宅介護事業所)

施設	フリガナ						
	名称						
	所在地	(〒 -) 県 市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第 条第 項第 号			
管理者	フリガナ		住所	(〒 -)			
	氏名						
	生年月日						
	同一敷地内の他の事業所、施設又は本体施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)		名称		事業所番号		
		兼務する職種 勤務時間等					
本体施設の有無		有 ・ 無					
併設事業所の有無		有 ・ 無		併設事業所の名称、定員			
従業者の職種・員数		介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)					
		非常勤(人)					
常勤換算後の人数(人)		人		人		人	
通いサービスの利用者数(推定数を記入)		人		人		人	
設備に関する基準の確認に必要な情報							
居間及び食堂の合計面積		m ²					
個室以外の宿泊室の合計面積		m ²		宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数		m ²	
登録定員		人					
通いサービスの利用定員		人		宿泊サービスの利用定員		人	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他	
主な揭示事項							
入所(利用)定員		人		人			
利用料	法定代理受領分(一割負担分)						
	法定代理受領分以外						
その他の費用							
療協 機力 関医	名称			主な診療科名			
	名称			主な診療科名			
運営推進会議の有無		有 ・ 無					

管 理 者 経 歴 書

事業所又は施設の名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(〒 -)		電話番号
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職務内容
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考 (研修等の受講の状況等)			

- 備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
- 2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

代 表 者 経 歴 書

法人名			
事業所又は施設の 名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(〒 -)	電話番号	
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
職 務 に 関 連 す る 資 格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考 (研修等の受講の状況等)			

備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

役員名簿

役員の状況 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日現在 <input type="checkbox"/> 予定)										
氏 名	代表権の有無	年 齢	職 歴	役員の資格等				親族等の特殊関係	他の社会福祉法人の役員への就任状況	
				学 識 経 験	地 域 福 祉 関 係	施 設 長	そ の 他		有・無	法 人 名
理事長										
理事2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
監事1										
監事2										
監事3										
監事4										
監事5										

- (注) 1 役員の状況について、既設法人は提出日現在、新設法人は予定で記載すること。
 2 該当する□を■とすること。
 3 役員の状況の「役員の資格等」は、該当する項目欄に○をつけること。
 なお、「親族等の特殊関係」にある者がいる場合、各人ごとに○を記載すること。

資 金 計 画 書

法人名		実施事業	
事業所名（仮称）			

（単位：円）

事業費	建築設備費	工事請負費	円	
		工事事務費	円	
		備品	円	
	用地取得費			円
	建物取得費※既存建築物を買い取る場合			円
	開設準備経費（備品、研修、広告等）			円
	運転資金			円
合計			円	

資金計画	建築設備費	補助金		— 円	
		借入金	（借入先を記入）	円	
		自己資金			円
	用地所得費	借入金	（借入先を記入）		円
		自己資金			円
	建物取得費	借入金	（借入先を記入）		円
		自己資金			円
	開設準備経費	補助金			円
		借入金			円
		自己資金			円
	運転資金	借入金	（借入先を記入）		円
		自己資金			円
合計			円		

※再掲

補助金計		円
借入金計	（借入先を記入）	円
自己資金計		円

※ 資金計画は、【様式 7】と整合を図ってください。

借入金返済計画書

法人名	
事業所名（仮称）	
実施事業	

（単位：円）

借入先	金融機関名					合 計		返済財源内訳	
	担当者および連絡先							(例)介護報酬からの返済	(例)利用者負担からの返済
	利率（％）								
回数	年度	元 金	利 息	元 金	利 息	元 金	利 息		
1	年度								
2	年度								
3	年度								
4	年度								
5	年度								
6	年度								
7	年度								
8	年度								
9	年度								
10	年度								
11	年度								
12	年度								
13	年度								
14	年度								
15	年度								
合計									

※ 返済期間、借入先、返済財源内訳は必要に応じて追加、削除してください。

※ 借入金返済計画書は、【様式 6】の内容と整合を図ってください。

様式 8

収支シミュレーション

法人名		事業所名 (仮称)	
実施事業		定員 (人)	

(単位：円)

項目	1年目 年 月 ～ 年 月	2年目 年 月 ～ 年 月	3年目 年 月 ～ 年 月	4年目 年 月 ～ 年 月	5年目 年 月 ～ 年 月	備考
稼働率	%	%	%	%	%	
【収入】 介護保険報酬						要介護度 4 想定
光熱水費						@ × 定員 × 月数 × 稼働率
食材費						@ × 定員 × 月数 × 稼働率
家賃						@ × 定員 × 月数 × 稼働率
その他日常生活費						@ × 定員 × 月数 × 稼働率
寄付						
その他						
収入計 A						
【支出】 給与費						改定率 年 % 増
法定福利費						改定率 年 % 増
福利厚生費						改定率 年 % 増
委託料						改定率 年 % 増
消耗品費 事務経費						
地代等						
支払い利子等						
利用者実費負担金						
その他						
支出計 B						
減価償却前損益 C = A - B						
減価償却費 D						
減価償却後損益 E = C - D						
税金関係 F						法人税、固定資産税等
税引後損益 G = E - F						
借入金元金返済 H						
余剰金 I = C - F - H						
前年度繰越金 J						
翌年度繰越金 K = J + I						

【注意】

項目は適宜設定してください。

収入の介護保険報酬は本人負担（1割）分を含め、平均要介護度は要介護4と想定して作成してください。

施設整備費用は含めないでください。

法定福利費および福利厚生費について、事業所の会計とは別に母体法人で負担している場合は、その旨を記入してください。

支出の利用者実費負担費用は、収入の光熱水費、食材費など利用者本人が負担する額の合計と整合を図ってください。

6年目以降は別業とし、借入金元金の返済が終了するまでの期間について記入してください。

1年目から12か月単位（開始年月から12か月間）で作成してください。

令和 年 月 日

北島町長 宛

事業所及び個人情報等の情報公開に伴う同意書

指定地域密着型サービス事業者の事前申請に関する情報について、以下の事項の情報公開をすることを同意いたします。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 事業所の公募の申請者の名称及び代表者氏名
- (3) 公募申請の結果
- (4) その他町長が必要と認める事項

所在地

法人名

代表者名

印

(様式10)

介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号
の規定に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

北島町長 宛

所在地
申請者

名 称

代表者名

印

住 所

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法第78条の2第4項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められ

るものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービス

の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その

役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

誓 約 書

令和 年度北島町指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）事業所等整備事業者の申請に際し、申請書など必要書類の提出を行います。

なお、指定予定事業者に決定されなくても一切、異議申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

北島町長 宛

所在地

法人名

代表者名

印

地元住民等への説明

1 説明の日時
2 相手方
3 説明内容及び質疑応答（意見、要望など）
4 今後の説明予定